

平成 28 年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 BEENOS 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 兼 グループCEO 直井 聖太  
(コード番号 3328 東証マザーズ)  
問合せ先 代表取締役副社長 兼 グループCFO 中村 浩二  
電話 03-5739-3350

## 株式の売出し、主要株主及びその他の関係会社の異動並びに 株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更の申請に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 5 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。当該売出しにより、当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、お知らせいたします。

また、当社は、平成 28 年 6 月 7 日、株式会社東京証券取引所に対し、株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更を申請しておりますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 株式の売出し

##### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数 | 普通株式 3,084,000 株   |
| (2) 売 出 人                  | 株式会社サイバーエージェント   |
| (3) 売 出 価 格                | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 9 月 13 日（火）から平成 28 年 9 月 15 日（木）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。） |
| (4) 売 出 方 法                | 売出しとし、大和証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、いちよし証券株式会社、エース証券株式会社及び三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。<br>売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。   |
| (5) 申 込 期 間                | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。   |
| (6) 受 渡 期 日                | 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。  |
| (7) 申 込 証 拠 金              | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。   |
| (8) 申 込 株 数 単 位            | 100 株  |

ご注意：この文書は、当社株式の売出し、主要株主及びその他の関係会社の異動並びに株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更の申請に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 兼 グループ CEO に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、平成 28 年 9 月 5 日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 普 通 株 式 333,000 株  
種 類 及 び 数  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、333,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 兼 グループ CEO に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成 28 年 9 月 5 日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. 売出しの目的

本日決議いたしました当社普通株式の売出しは、株式会社サイバーエージェントが保有する 3,084,000 株（当社の発行済株式総数の 25.14%）の売出しです。

株式会社サイバーエージェントは、当社普通株式の東京証券取引所への上場以来、主要株主として当社普通株式を保有していましたが、資産の効率化および財務体質の向上を目的として、その保有する当社普通株式全株を売却するものです。

当該売出しにより、当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上が期待されるものと考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、333,000 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロット

ご注意：この文書は、当社株式の売出し、主要株主及びその他の関係会社の異動並びに株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更の申請に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

メントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 28 年 9 月 27 日（火）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 28 年 9 月 27 日（火）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主である佐藤輝英は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主である株式会社デジタルガレージは、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

さらに、引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し、主要株主及びその他の関係会社の異動並びに株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更の申請に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## II. 主要株主及びその他の関係会社の異動

### 1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」記載の売出しにより、当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれるものであります。

### 2. 主要株主及びその他の関係会社に該当しないこととなる株主の概要

① 名称	株式会社サイバーエージェント	
② 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤田 晋	
④ 事業内容	メディア事業、インターネット広告事業、ゲーム事業、投資育成事業	
⑤ 資本金	7,203百万円（平成28年6月30日現在）	
⑥ 設立年月日	平成10年3月18日	
⑦ 連結純資産	89,130百万円（平成28年6月30日現在）	
⑧ 連結総資産	136,889百万円（平成28年6月30日現在）	
⑨ 大株主及び持株比率 （平成28年3月31日現在）	藤田 晋：20.49% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）：5.18%	
⑩ 上場会社と当該株主の関係	資本関係	当該会社は当社株式3,084,000株を保有しております。 （平成28年3月31日現在）
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

### 3. 異動前後における当該株主の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主 順位
異動前 （平成28年3月31日現在）	主要株主及び その他の関係会社	30,840個 （3,084,000株）	25.28%	第2位
異動後	—	—	—	—

（注）1 総株主の議決権の数に対する割合は、平成28年3月31日現在の発行済株式総数12,266,600株から議決権を有しない67,300株を控除した総株主の議決権の数121,993個を基準に算出しております。

2 大株主順位は、平成28年3月31日現在の株主名簿による株主順位に基づくものです。

### 4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」記載の売出しにおける受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）。

### 5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当ありません。

### 6. 今後の見通し

今回の主要株主及びその他の関係会社の異動等が当社の連結業績に与える影響はございません。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し、主要株主及びその他の関係会社の異動並びに株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更の申請に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### Ⅲ. 株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更の申請について

当社は、平成 16 年 7 月にマザーズ市場に上場いたしましたが、さらなる企業規模の拡大、企業価値の向上を目指し、投資家層の裾野を広げるべく、平成 28 年 6 月 7 日、株式会社東京証券取引所に対し、株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更を申請しております。

しかしながら、当社の申請が株式会社東京証券取引所より承認を受けられない等、何らかの理由により、当社株式の上場市場が変更されない場合があります。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出し、主要株主及びその他の関係会社の異動並びに株式会社東京証券取引所本則市場への市場変更の申請に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。